（業者間契約）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　殿

住　　所

氏名又は名称

及び代表者名

　　　　　　　　　（記名押印又は署名）

　貴社の発注工事の下請施工に当たっては、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１．次の各号のいずれにも該当しません。

一　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である。

二　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっている。

三　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している。

四　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した。

五　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した。

六　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した。

七　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用した、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した。

八　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している。

２．再下請に出す場合は、前項各号のいずれにも該当しないことを確認し、新たに誓約書を徴します。

３．福岡県が元請業者に対して第１項各号に該当する者を下請負人としているとして、当該下請契約の解除を求めた場合におきましては、貴社からの契約の解除の求めに従います。

※第１項各号の解釈について

(1) 第三号及び第四号関係

　　構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 第八号関係

　　「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

　　「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

警察本部施設課

業者間契約に係る誓約書の取扱いについて

　福岡県発注工事からの暴力団排除を徹底するため、工事請負契約書条項（暴力団排除に関

する条項）を改正し、平成２２年８月１日から、暴力団と関係のある業者の公共工事からの

排除対象を、元請業者だけ（旧条項）でなく、全ての下請業者に拡大し、併せて元請業者等

への措置を行っています。

全ての下請業者についても、下記のとおり誓約書を作成し提出をお願いします。

記

１　作成書類

　　誓約書（業者間契約用）

２　作成及び保管要領

　⑴　１次下請が発生した場合

　　　１次下請業者が元請業者に対して、誓約書を作成（宛名は元請業者名）・提出し、

誓約書原本の保管は元請業者が行う。

　　⑵　２次下請が発生した場合

　　　　２次下請業者が１次下請業者に対して、誓約書を作成（宛名は１次下請業者名）・

提出し、誓約書原本の保管は１次下請業者が行う。

　　　　また、１次下請業者は、当該誓約書の写しを元請業者に提出する。

　　　※　上記の要領で、３次下請以降の誓約書についても作成・提出・保管して下さい。

　３　全ての誓約書（写）の提出

　　　元請業者は、下請業者間で作成された全ての誓約書（写）を、工事完成後に竣工書類

と併せて発注者へ提出して下さい。また、工事途中であっても、発注者からの提出の要

請があった場合は、速やかに当該誓約書を提出するものとします。